平 成 16 年 度 第 20 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成17年2月23日(水)午後1時30分

場 所 八王子市教育センター 3階 第7・8研修室

第20回定例会議事日程

- 1 日 時 平成17年2月23日(水)午後1時30分
- 2 場 所 八王子市教育センター 3階 第7・8研修室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第64号議案 八王子市立学校教職員の内申に関する事務処理の報告に ついて
 - 第2 第65号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定 について
 - 第3 第66号議案 小学校心身障害学級の設置について
- 4 協議事項
 - ・卒業式及び入学式における「お祝いのことば」について

その他報告

第20回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成17年2月23日(水)午後1時30分
- 2 場 所 教育センター 3階 第7・8研修室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第67号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委	員	長	(3	番)	名	取	龍	藏
委		員	(1	番)	小臣	田原		榮
委		員	(2	番)	細	野	助	博
委		員	(4	番)	齋	藤	健	児
委		員	(5	番)	石	Ш	和	昭

教育委員会事務局

教育長(再掲)	石	Ш	和	昭
学校教育部長	u 坂		7,8	
	収	4		机
学 校 教 育 部 参 事 兼指導室長事務取扱	岡	本	昌	己
(教職員人事・指導担当)				
教育総務課長	望	月	正	人
学 校 教 育 部 主 幹				
(企画調整担当)	鎌	田	晴	義
施設整備課長	穂	坂	敏	明
学 事 課 長	小	泉	和	男
学 校 教 育 部 主 幹				
(学 区 等 調 整 担 当 兼 特別支援教育・指導事務担当)	小	海	清	秀
,	<u> </u>	+五		N 7 7
生涯学習スポーツ部長	高	橋		昭
生涯学習スポーツ部参事 (図 書 館 担 当)	西	野	栄	男
兼図書館長事務取扱		_,		
生涯学習スポーツ部主幹				
(企画調整担当)生涯学習総務課長	米	Щ	満	明
	.1.		/=	<i>_</i>
スポーツ振興課長	Щ		保	
文 化 財 課 長	佐	藤		広
生涯学習スポーツ部主幹 (体 育 館 担 当)	福	田	隆	_
,	佃	Щ	P生	_
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	柳	田		実
•				

生涯学習スポーツ部主幹
(図書館担当) 新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹
(図書館担当) 石井里実
生涯学習スポーツ部主幹
(ごども科学館担当) 梅澤重明
指導室主査新井雅人
中央図書館主査 遠藤辰雄

事務局職員出席者

 教育総務課主査
 嶋崎朋克

 担当者
 右川暢人

 担当者
 後藤浩之

【午後1時30分開会】

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の 委員会は有効に成立いたしました。

これより平成16年度第20回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 1番 小田原榮委員 を指名いたします。

なお、本日追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

なお、議事日程、第64号議案については、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。

また、協議事項、卒業式及び入学式における「お祝いのことば」については、事務局の 準備が整わないので、取り下げといたします。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 日程第2、第65号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について中央図書館から説明願います。

石井生涯学習スポーツ部主幹 ただいま上程されました第65号議案について御説明いたします。

デジタル機器の普及が進みまして、利用者からデジタルヴァーサタイルディスク、以後 D V D と言わせていただきます。の貸し出しを望む声が寄せられてきている現状がございます。 D V D はビデオテープと比べ、映像や音声がきれいな上、購入費用についても大きな価格差はなく、巻き戻す手間がないなど取り扱いがしやすい利点があり、また、新しい作品は D V D だけ発売されるものも多くなってきております。そのため、新たに D V D の貸し出しを開始しようとするものでございます。

まず貸出開始日時でございます。平成17年4月1日、午前10時から図書館窓口及びインターネットでの受付開始となります。DVDの所蔵は生涯学習センター図書館でございますが、4図書館の窓口及びインターネットでの受付開始となります。

個人貸出数量でございます。これは他の視聴覚資料と合わせて1回につき3点以内となります。他の視聴覚資料とは、コンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープのことであり、これらと合わせて1回につき3点以内となります。

所蔵資料数でございますが、きょう現在341点ございます。今年度中の購入予定を含めまして、貸出開始日時には約400点の所蔵を予定しています。

周知方法でございますが、市広報3月15日号に掲載及び4図書館へポスター掲示を予 定しているほか、図書館のホームページへも掲載し、周知を図っていく予定でございます。 規則改正につきましては、中央図書館の遠藤主査より御説明させていただきます。

遠藤中央図書館主査 それでは、第65号議案関連資料、新旧対照表をごらんください。 新たなDVDの貸し出しにつきましては、規則の改正が生じます。八王子市図書館条例 施行規則0表第1及び第2の変更がございます。

変更の内容でございますが、種別の欄のコンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープの下に「デジタルヴァーサタイルディスク」をつけ加えます。それから、貸し出しの数量でございますが、さわる絵本及びコンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープ、デジタルヴァーサタイルディスクのところなんですが、「以内」という文字をつけ加えさせていただきます。これは別表第2も同様でございます。

これが改正の内容でございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま中央図書館の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

細野委員 DVDを買われるときにどういう基準で、DVDの購入方針とかそれを決めているのか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 まずDVDを取り扱う経過でございますが、視聴覚資料の中に資料収集方針というのがございます。その中で平成15年10月にDVDを追加して収集していこうというような経過がございまして、2カ年にわたりまして収集した経過が現在341点あるというようなことでございます。

あと、資料の収集の方針なんですけど、幅広い利用者にこたえるため、あるいは公共図

書館の役割とか社会的な動向を考慮しながら、市民の資料要求が十分反映されるような形で資料を収集しております。

細野委員 なぜそれを聞いたかといいますと、民業圧迫にならないようにしてほしいんです。ですから、最近出たようなハリウッドの作品とかではなくて、アカデミー賞のすぐれた作品とか、結構古くて、テープに撮っておいて劣化が始まるようなやつを優先的にしてほしいんですね。ですから、最近の封切りとかじゃなくて、作品としての価値があるようなものを公共図書館のような選定基準で守ってほしいということ、それは私の意見です。

石井生涯学習スポーツ部主幹 例えば今はやっている「冬のソナタ」とか、そういうようなものもございますけど、そういうのは社会的価値がまだ高まっておりませんので、今、 図書館の中では置いていません。社会的価値がある程度定まったものについて収集してい くというような方針でいます。

名取委員長 ほかに御質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

名取委員長 ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第65号議案については、原案のように決定することに 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第65号議案については、そのように決 定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第3、第66号議案 小学校心身障害学級の設置についてを議題 に供します。

本案について指導室より説明願います。

小海学校教育部主幹 それでは、第66号議案について説明いたします。

平成17年度に小学校4校に心身障害学級を設置するということで議案を出してございます。

設置する学校及び障害種別につきましては、八王子市立第七小学校に知的障害学級1学級、八王子市立宇津木台小学校に知的障害学級1学級、八王子市立陶鎔小学校に知的障害学級1学級、八王子市立柏木小学校に難聴学級1学級を設置する予定でございます。

知的障害学級につきましては固定学級、難聴学級につきましては通級学級です。開設日

は平成17年4月1日です。

設置の理由でございますけれども、現在小学校固定学級設置率は15.9%でございまして、広範な本市におきましては、児童の通学上の負担が大きいこと等、市街地に多く身障学級が集まっており、周辺地域への設置が必要となってきております。また、知的障害学級対象児童は、引き続き増加が見られ、早期からの適切な指導を必要とするニーズが高く、保護者からの強い設置要望がございます。また、八王子市心身障害学級整備計画に基づきまして、特別支援教育体制の拠点となる学級を整備していくなどの理由が挙げられます。

改修工事につきましては、平成17年度予算900万円で工事を予定しております。これは宇津木台小学校と陶鎔小学校の2校分の整備費用でございます。残りの第7小学校につきましては、現在行われている改築工事の中に含まれておりまして、柏木小学校については、平成15年度に言語障害学級を設置した際に必要な改修は済ませております。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員 ちょっと基本的な質問になるかもしれませんが、これを設置することによる人 的配置というか、ほかの支援というのは具体的にどういうものでしょうか。

小海学校教育部主幹 まず東京都の教員配置の設置基準でございますけれども、知的障害学級1学級に児童数3名以上8名以内ですと正規の教員が2名つきます。難聴学級、こちらにつきましては、20人までが1クラスで教員がついているという形でございます。あとは必要な教科の時数がございますので、これについては、講師がつくという形でございます。通常学級と配置基準は違いますけれども、基本的には同じような正規教員ですとか講師の配置が期待できます。

齋藤委員 難聴は20名までで何人ですか。

小海学校教育部主幹 同じく2名でございます。

齋藤委員 もう1つ、この4校の地域、希望の人数というか、新しく設置することによって大体このくらいの人数だというのを把握なさっていらっしゃいますか。

小海学校教育部主幹 開設当初の児童数、これは年度途中でもふえていったりするんですけれども、第七小学校につきましては、当初開設児童数5名数で予定してございます。これは小学校1年で2名、3年で2名、5年で1名の合計5名という形です。宇津木台小学

校につきましては、現在御希望が新1年生の2名のみでございます。ですから、当初は2名で開設するというような形になります。陶鎔小学校につきましては、新3年が1名、新4年が1名、新5年が2名の合計4名で開設いたしております。あと、柏木小につきましては、当初新2年で2名、新3年で1名、新6年で1名の合計4名で開設していくということでございます。

- 細野委員 2 名という話が出ているんですけども、これは専門の教育を受けた教員のみで 2 名ですか。
- 小海学校教育部主幹 これは正規教員ということですし、もっぱら身障学級を担任している教員でということがあります。もし教員が足りない場合は、例えば新卒であるとか、そういうことにはなろうかと思います。
- 小田原委員 実際には専門の教育を受けていない方ですよ。学芸大の今、特殊教育と言っているかどうかわからないけれども、そういうところで4年間勉強してきた教員というのは少ない。実態としてそういう教育を受けてきた方々が身障教育に当たるというのは、絶対的に少ないものですから、普通の学校を卒業した方で希望する者が大体当たっていて長年身障学級を担当しているというのが実際。そういう方には夏休み等に特別認定講習のような講座が開かれて、そこで身障学級の担任の免許をもらうという形が過去はあった。
- 細野委員 今はそうではないんですか。
- 小田原委員 今も多分その形で、先生が心配をされているのは、実際に行ってもそういう ケースがあるんですけれども、普通学級の担任ができないから身障学級に回るというケー スが見られる。八王子がどうかということは知りませんけれども、それが心配なんですね。
- 石川教育長 採用枠が普通と特殊と分けていないんですね。ただ、一応意欲は持っている ものというふうには判断ができると思います。
- 細野委員 だから、供給数が圧倒的に少なくて、こういう形で新設がいっぱいあれば、足りなくなりますよね。そこをどうしているのかと、そこを聞きたい。 2 名、 2 名で張りついていますという話じゃなくて。
- 齋藤委員 非常に心配するのはそこだと思うんですね。八王子でも今まで、去年あたりも 障害学級のところで事故が起きていますし、そのときなんかもさんざん定例会の中で話が 出たと思うんですけど、専門的な方をつけてもらいたいと私も思うんですよね。教育長が おっしゃいましたけど、何としても先生を続けていこうだとか、新しくなろうとする人は どこかに入らなきゃならないですから、とりあえずオーケーというところにつける場合が

多分多いんですよ。つまり本当に障害者学級に行こうという意思よりも、どこかに潜り込まなきゃならないから、とりあえず何でもオーケーだとつけちゃうパターンを私は心配しますね。だから、意識を持ったしっかりとした教育を受けた方を配置してもらいたいなというのを、もちろんこれは東京都の問題なんでしょうけども、八王子としては強く要望して、しっかりとした方をつけていかないと、これから先、19年度以降いろんなことを八王子も考えていかなければならない大きなたたき台になっていくことを考えると、しっかりとした方をつけてもらわなきゃ困るなと思います。

石川教育長 みんなそう思っているんですけど、採用は物すごく難しい面があるので、一般には定年をベースにして、何年間か勧奨退をそこに入れて、来年の採用予定数を決めるんですけど、時に予定した数を超えて退職があったりすることがあって、予定していた数が足りなくなるようなケースがあるんです。そうすると、今度は一般枠の方から不足教科対応というような、そんな名称があるんですけども、教員を持っていって、そこでもいいかと。齋藤さんが言われた、希望があれば、そこから教員をそちらに回すというようなこともやっているものですから。それはでも名簿に入りませんで、不足の部分についてやっている話ですから、原則的には希望して枠の中で採用されていくということにはなっているんですけど。

齋藤委員 一本釣りするとき、こっちの方で結構裁量の余地はあるんですか。

石川教育長 要するに、教員の現職の異動が終わったところで不足が生じたところに新規 採用のこまを当てはめていくんですね。ですから、必ず採用した者全部が採用されるわけ じゃなくて、不足に対して名簿に載った者が採用されていくと、そういうことなんです。

細野委員 だから、発表をなさるときに何名行きますどうのこうのという話じゃなくて、この2名がどういうものなのかとか、どういう形で足りなくなります、したがって、ボランティアをどれぐらい配置した方がいいんじゃないですかというような、そういう見通しをつけてほしいんですよ。そうじゃないと、このままでいくと、安心して、ああ、そうですか、配置されたんですね、はい、終わりってなるんじゃないかなと僕は思うんですね。じゃあ、もし2名ずつ配置されるとしますと、そのときにひょっとするとボランティアとかさっきおっしゃったように定年何とかがいらっしゃいますよね。そういう人たちを張りつけることができるような体制になっているのかどうなのか、そのあたりの話をちょっと聞きたい。

小海学校教育部主幹 正規の職員配置とは別に、例えば嘱託員で身障学級の方に配置する

システムもございますし、教科で足りない部分について補う講師が入るという形もございますので、年度始まりまして、例えば正規の教員が本当は2名のところを1名しか入らないとかそういうことは基本的にはないというふうに考えております。正規の形で嘱託員を配置されたり講師が配置されたりと、そういうところでは特に支障なく配置ができるというふうには思っています。

- 細野委員 私はそういうことを聞いているんじゃなくて、現場に合わせて弾力的に退職者 とかボランティアを投入できるような体制をいつでもとっているかどうか、そこが聞きた いんです。
- 小田原委員 恐らくそんなことは考えていないんですよ。900万円の予算があると言ったけども、それは多分施設的な部分でしょう。だから、そういうのをこっちにくっつけて本当は示されるべきなんだろうね。こういう形でもって設置しますという形で出ちゃうから、わからなくなる。

考えてみると、3から8人に対して担任2名つくわけですから、今、42名に担任1名というのは現にあるわけですよね。そういうのを比較すると、手厚く措置されているというふうには思うんです、実際には。これに担任の時間数を考えると、講師がつくんですよね。だから、そこら辺も気をつけてこれから出せば、細野さんの心配はなくなるんじゃないですか。

名取委員長 じゃ、その点のことも考慮して、室長、何か。

岡本学校教育部参事 今、4つの学校で新しい学級が設置されるということで、いわゆる立ち上げの時期になりますので、指導室といたしましては、ほかの心身障害学級との関連もございますけども、立ち上げの学校につきましては、当然ながら2人のところもあれば、1人は必ず立ち上げ要員として経験のある方を入れていきたいと。そしてそのほかにもう1人の方が新人なり、新人がいなくちゃいけない場合も出てくると思いますけども、少なくとも全く経験のない方が2人というようなことはないようにしたいと。それはどの心身障害学級についても基本的には同じ考え方でございますけども、4校については特に立ち上げの時期ということで、その辺は配慮していきたいと思っております。

それから、小学校につきましては、いわゆる嘱託の先生、定年等でおやめになった先生 方もいらっしゃいますので、その辺の配置等もあわせて考えていきたいというふうに準備 しているところでございます。

以上です。

名取委員長 ちょっとお聞きしますけど、嘱託員の候補というのは何名ぐらいを。

岡本学校教育部参事 現在まだ未確定のものもございますけども、小学校はほぼどの学校にも嘱託員の方が配置できる状況でございます。少し余力もございますので、その辺は通常の学級の方とも兼ね合わせながら、この問題については対応していきたいと考えております。

名取委員長 基本的には十分対応できるということですね。

岡本学校教育部参事 はい。

名取委員長 ほかにどうぞ。

齋藤委員 細野先生もおっしゃったような、退職者の方々やそういう方々の体制づくりというのは、身障者学級だけではなくて、全体的にもちろん必要なことだと思うんですが、もう1つ、先ほど小田原先生がおっしゃった講習、夏休みとかにやられているというような話が出ましたが、私は八王子市として何ができるかというところで、もちろん予算の問題もあると思うんですけれども、休みのときにでも専門的な講習を受けていくということは必要なんじゃないでしょうかね。八王子市独自として先生方に勉強会を開くようなことというのは、全く考えておりませんか。

岡本学校教育部参事 先ほど小田原委員の方からありましたように、都としても正式な免許をとるようにと働きかけの文書がまいりまして、各学校の方に配付いたしまして、夏の時期を中心に受けていただきたい、そういう経緯がございます。

それから、本市独自の取り組みといたしましては、小教研、中教研の方の心身障害の教育も公開されますので、その辺と連動しながら、担当の先生、経験の長い先生方に御指導いただくような、そういうふうな仕組みづくりをしていかなくちゃいけないかなと考えておりますので、研修体系の整備とあわせまして、その辺を十分進めていきたいと考えております。

齋藤委員 八王子市は全国版の新聞で言われました事件を昨年起こしているわけですから、 二度とああいったものがないように考えていかなくてはならない。のどもと過ぎて忘れて はいけないと思うんですね。やはりそのあたりは八王子市独自のやり方というものを考え ていってほしいと思います。

1点ちょっとお伺いしたい。宇津木台小は新1年生は2名とおっしゃったんでしょうか。 小海学校教育部主幹 今、2名と申し上げたのは、まだ確定値ではないんですけれども、 あと1名児童を確保すれば、教員2名。今の児童2名のままですと、教員が1名しかつか ないというところで、ほかのところの児童をぜひ集めて、あと1名確保できれば教員1名 が余分につくというのは大きいので、現在努力を続けているところです。現在見込みが立 っているのが児童2名ということです。

名取委員長 御意見も含めてどうぞ。

小田原委員 迷っているというか、わからなくなっているんですけど、特別支援教育が導入されてきますよね。そのときに養護学校に入れるか、こういう身障学級、普通の学校に特別に設置される学級に入れるか、普通教室に入れるかという問題なんだけれども、どういうところに子どもを置くかというのは何が一番いいかというのがよくわからなくなっている。こういう学級を設置する、これはこれとして僕はいいと思うんだけれども。私は今ちょっと揺れているところがあるので何とも言えないんだけども、これはこれとして進められて結構だと思います。

名取委員長 ほかに御意見、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御質疑、御意見もないようであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第66号議案については、先ほど齋藤委員さんから出ました、より専門的な先生をお願いしたいということをつけ加えて、原案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 では、異議ないものと認めます。よって、第66号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、追加日程、第67号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する 事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、第67号議案でございますが、市議会定例会提出議案の意見 聴取に対する事務局の報告でございます。

この報告につきましては、2月28日に始まります平成17年第1回市議会定例会で市長が提出する議案のうち、本教育委員会所管分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から意見を求められました。2月18日にこちらの資料、3枚目の資料になりますけれども、市長から照会がございまして、

2月20日に市議会の方には市長から送付しております。本委員会にお諮りするいとまがなかったものですから、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則に基づきまして、教育長をもって臨時に代理処理いたしまして、2枚目の資料でございますけれども、2月18日付で異議ない旨の事務処理をいたしました。つきましては、法規則第4条2項の規定によりまして、本委員会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、まず議会に送る議案番号がついております。先ほどの市長の意見 聴取の文書の次のページでございます。第6号議案でございますが、八王子市文化財保護 条例の一部を改正する条例設定についてというふうなことで、これは平成16年12月2 2日開催の第17回定例会において御協議いただいたものでございまして、文化財保護法 の改正を受けまして、本市としての民俗技術等の保存を明確にするための条例設定でございます。

次に、2つ目でございますが、お手元に御配付いたしましたA4の横で第7号議案というものがございます。平成17年度の一般会計予算、議案といたしますと10ページほどの議案が議会に送付してあります。詳しい内容が予算説明書という厚い本になっておりまして、それらも議会の方に送付するという形になっております。内容につきましては、前回の第19回定例会におきまして、予算の内示状況というところで学校教育部、生涯学習部、両方につきまして御報告させていただいたものでございまして、その内容と同一のものがこちらの予算ということで、議会の方に送付されているものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第16号議案でございます。こちらもまたA4の横になっておりますが、平成16年度八王子市一般会計補正予算(第4号)でございます。こちらにつきましては、後ろの方にございます補正予算の概要というのがA4の縦でとじてございます。補正予算の概要につきまして主なものを御説明いたしますと、施設整備課に関する部分が多いんですが、16ページをお開きいただきたいと思います。抜粋になっておりますので、ページが飛んでおりますけれども、自主防災対策ということで、耐震補強のことでございます。これは国の補正予算に基づきまして、補助金が追加認定されました。そのことに伴いまして、恩方第二小学校、中山小学校の2校を前倒しで実施するということで、前回の定例会の来年度予算の関係の中でも触れさせていただいたところでございますけども、前倒しで2校を実施するというものでございます。

それから、次のページ、17ページでございますけども、これにつきましては建て替え

による施設整備事業でございますが、三位一体改革による補助金削減の影響によりまして、 6月補正で一たん見送ったものでございますけれども、今回、この金額での補正というこ とになってございます。

それから、右のページの公債費でございますが、これにつきましては、特定資金公共投資事業費につきまして、国の補正予算に基づいて国庫補助金が追加認定されたということで、本年度中に全額繰上償還するということで、表の中の下の2つでございます。教育用パーソナルコンピュータ整備と楢原小学校の耐震補強について、公債費ということで全額繰上償還するというものでございます。

それから、次のページの19ページでございますが、繰越明許費一覧でございます。これは先ほどの耐震補強工事の歳出でございましたけれども、これに伴いまして、国の補正予算の対象になることから、年度内に予算化して事業を促進するということで、事業自体を来年度に繰り越すことは明白でございまして、繰越明許費を設定するというものでございます。

補正予算の概要につきましては、以上でございます。

次に、第39号議案の八王子市都市公園条例の一部を改正する条例設定でございます。 これは裏面の第15条の5の次の表をごらんいただきたいと思います。先ほどの補正予算 の概要の1つ前になっておりましたけれども、これにつきましては、裏面の第15条の5 というところの別表第1というものがありまして、平成16年5月12日の第3回定例会におきまして御協議いただきました富士森の市民プールの廃止につきましての件でございます。 別表第1はもともと水泳プールとしては富士森公園と大塚公園という表であったものでございますが、富士森公園を表の中から削除するということで、条例の改正を市議会の方に提案するという内容のものでございます。

以上、4点につきまして、主に意見聴取がございました。4件のうち、補正予算の公債費、それから、立替施行を除きましては、教育委員さんにおいて既に協議済みのものでございまして、同じ趣旨の内容のものとして市議会に送付されているものでございます。

説明については以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の説明は終わりました。本案について御質疑はございますか。

齋藤委員 毎度同じことを言っているので、これを読む限りでは、教育長としてもう承認 をしたわけですよね。つまり今ここで協議しようと言っても、いつ何のときの話だったの

かなと思い出すのに私は頭を整理しなければ、今の話は本当にちんぷんかんぷんです。今 ここで異議ありと言ったところで、毎度言っていることですけど、とまらないでしょうか。

望月教育総務課長 1つは、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、市長が実際に提案する場合、予算の編成をする場合は、教育委員会の意見を聴取しなければいけないという規定に基づいてやるものでございますが、既にこの議案のもとになる協議については、教育委員さんの方で御協議いただいているという経過がございます。ただ、意見の聴取というのは、実は総務部と協議をしておりまして、その段階で意見を聴取するという方向に改めたいということで、議会等の意見聴取については、そのような方向でやる予定です。

なお、今回本当に形式的になっておりますけども、内容的には既に御協議いただいている部分がほとんどでございますので、その意味で、こちらで報告するというあり方そのものについては、ちょっと検討しなきゃいけないかなというふうには思っております。現時点ではそのようなことでやらせていただいておりまして、内容的には既に御協議済みのものであるので、問題なしということで処理させていただいたところでございますし、それから、異議ありと言われても、もう法的には既に異議なしということで市長に報告したという決定自体は変更することはできないというものでございます。

- 細野委員 変更しなくていいんだけども、僕らが今までずっと言ってきて、広報活動をちゃんとしなきゃいけないとかいろいろ話したよね。そういうものはこの費目の中のどこに入っているかと、そういう話も整理しないと。今までやってきた1年間の活動があるわけですよね。そうすると、予算の中には我々が話したことがどういう形でどういう形で反映されているのか、その一言がなきゃいけないと私は思う。これは齋藤さんもそういう気持ちで言ったと思うんですね。
- 齋藤委員 まさしくそう。チェックを過去にしたっておっしゃるのはわかるんですよ。恐らく過去にいろいろと話し合って、もう既に承認を得ていると言っているのはわかるんですが、私なんか、一生懸命ノートはとっているんですけど、じゃあ、いつの話なのかなって、きょう配られて、ああ、なるほど、このとき話したこれだったんだなと思い出す、せめてそのぐらいの時間はいただかないと。これでは、いつのときの何の話だったかなということすら時間がないですよ。この問題がここで反映されてきたんだなという確認をやっぱりしたいですよね、細野先生おっしゃるとおりです。やはりこのやり方というのはまずいと思います。望月さんおっしゃったように、随時話し合っていき、またこれがこういう

ふうに反映されてこうなりましたという、そういう報告だったらわかるんですけれども、 今の内容では、私はチェックすることも何もできないです。わからないです。恐らく過去 に承認をとった問題ばかりなんでしょうから、法的に間違いはないんでしょうけど。私も 一生懸命話した問題がどう反映されてどういう結論になって市議会の方に出されたのかと いうのを、やはりここの席にいる以上、はっきり意識したいですよね。

- 望月教育総務課長 次回以降、意見聴取をいただく時期については、教育委員会で議案のもとになる段階での意見聴取ということで入りたいというふうには思っております。今回の場合につきましては、いつの協議をしたものについてこうなったんだというのが表でわかるような形でやるべきだったと思います。いずれにしても、大変申しわけないですけれども、2月18日に教育長において市長の方に異議なしということで回答したわけでございますけど、こういった形式については、今後こういうふうにならないようにしていきたいと思います。
- 細野委員 それに関連するんだけども、次回でいいと思うんだけども、費目がありますよね。項の中にぜひ教育広報費というのを入れてほしい。次年度以降に款項の項のところに 広報費というのはぜひ入れてほしい。これは総務費から独立にしてほしいということを私 は提案しておきます。
- 望月教育総務課長 実は市長が議会において議決していただく内容は款項の部分で、目節 については執行科目ということで、一定程度の基準に従って、目と目の間で流用するとか いうことができるわけです。目も節もなんですけれども、おおむね地方自治法の施行令で 決まっておりまして、目については、項で一たん決めたものの中でも一定程度変更ができる。おおむね事業目的をあらわしたようなものをつくって、そういった中にあって、例えば広報という教育委員会の事業の1つの部分を項で上げたときに、それを予算で柔軟に対応していくときに、そこまで上げてしまうと柔軟な対応をしにくくなってしまうということもありますし、現状で決めております学校運営費とか学校整備費とかいうくくりの、そういったレベルのところからいきますと、そこまでのレベルは厳しいかなというふうに思っております。
- 細野委員 この前のときに、月に一遍こういうのを出すというときに、1,000万単位 のやつがかかるかもしれないという話をたしか私、記憶しています。そうすると、目というところなのか、項というところなのかということは少し考えなくちゃいけないんだと思います。

それから、もう1つは、あなたは弾力的な対応ができないと言ったけども、むしろ逆なので、項まで持ってきた方が弾力的なことがいろいろできるわけ。だから私は項に持っていってほしいという話をしました。

- 小田原委員 例えば今、145ページを見ているんだけど、戸籍住民基本台帳費というの が項なんですね。そして目に戸籍住民基本台帳費というのがまた出てくるんです。
- 細野委員 何でもそうなんだけど、余り細かいところまで締めてもらうと、かえって使い にくいわけ。弾力的にがばっと取っておいて、今回はこっちの項でやりましょうよ、今回 はこれでやりましょうよというのは、大づかみでとっておいた方がいいですよ。
- 小田原委員 広報と言わないで、役所だから多分うるさいから認められないかもしれない けど、出産育児費とかいうのが項であるわけだから、できるのかな。ちょっと研究してみ てほしい。

細野委員 そうです。研究してほしいんです。

小田原委員 話すやりとりを聞いていて、1つは地教行法にのっとって、ここにかけるというふうに言ったけれども、教育長専決にしちゃったときに、もう1回協議にかけることになっている。

望月教育総務課長 そうですね。

小田原委員 だから、やっちゃった以上は、ひっくり返せないんだから、協議じゃなくて、報告で出すようにすべきじゃないかな。だってどうしようもないじゃない。いつもいろいろ聞いて言えなくなっている。教育長が専決でやっちゃった事柄についてひっくり返すことができる形にしているから変だと言っているわけですね。もうできないのであれば、報告にして、ただ、今のお話は、細野さんが言ったことの答えていない部分、あれはどうなっているんだというのが説明されないから。そういうことと、もう1つは、前の委員会で全然協議しなかった公債費の部分そのものは、改めて何とかという話にしないといけないんじゃないのかな。それも研究して。

名取委員長 ほかに御質問、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、いろいろと検討することがたくさんあったと思いますけど、この 件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第67号議案については、先ほどの意見等を踏まえた上で原案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第67号議案については、そのように 決定することにいたしました。

それでは、ほかに何か報告する事項等はございますか。

坂本学校教育部長 2件ほど学校教育部でございますので。

名取委員長 どうぞ。

望月教育総務課長 それでは、児童・生徒の安全確保につきます御報告をさせていただき ます。

資料といたしますと、教育委員会及び学校の安全管理に関する具体的取り組み方針というものでございます。それから、もう1枚が2月22日付で児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての通知ということで、学校教育部長から小中学校の校長に対して通知したものでございます。

まず通知文の方から御報告いたします。

過日2月14日、大阪府の寝屋川市の中央小学校におきまして、教育職員が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。このことを受けまして、先週の小中合同校長会におきまして、この文章にあります「緊急対応として」というところの6項目につきまして、学校教育部長の方から校長あてに口頭で周知徹底、内容については、これまでの対応についての再確認、徹底するようにということで、6項目にわたって校長の方に説明をしたところでございます。昨日この文書を通知したということでございます。

経過でございますが、2月14日の事件を受けまして、2月18日に小中の校長代表と 教育長、教育委員会事務局職員、生活安全部の警察派遣の職員によりまして緊急の会議を 開催いたしまして、今後の学校と子どもの安全管理の対応方針を検討いたしました。

同日、教育長が八王子・高尾両警察署に対しまして、パトロール強化の要請を行いまして、1つ飛びますけれども、八王子・高尾両警察了解のもと、110番直結で警察官立ち寄り所という、少し大き目のプレートになりますけども、了解をいただきまして、パトロールを強化すると同時に、このプレートを張るということで、従前、門の方まで張っているところはなかったんですけれども、建物の入り口に学校110番ということで、ボタンを押すと110番にすぐに通報して、警察の方から折り返しの電話が入って、そこで対応できるような状態にすると。大体訓練でも5分ぐらいで到着することになっておりますけれども、こういったものについて、校門のところにきちんと張るということで至急対応い

たしました。学校教育部の中に、これは正式名称はまだ決まっておりませんけれども、危機管理本部を設置いたしまして、2月18日のメンバーで緊急の対応を今後統括していくということで、情報交換、情報共有と今回の事件の分析等を行っていこうということで、こちらの方を立ち上げることにいたしました。

もう1つは、裏面にありますチェックリストでございますが、相当細かい項目になっておりますけども、都教委で作成したものがもとになっておりますけども、それに八王子独自のものですとか、文言上調整すべきものを修正して、各学校でチェックしていただいて、それをまた提出していただこうということで、学校の方で対応の確認ですとか、緊急時にどういった連絡体制をとるとかということをやっていただこうということでございます。

もう1つ、こちらの具体的取り組み方針の方でございます。これにつきましては、過日の教育委員会定例会で八王子市学校・子ども安全対策検討会の報告をしたところでございまして、それを受けて教育委員会としての方針を教育長の決裁によりまして決定したものでございます。この中にも少しではございますけれども、寝屋川の事件を踏まえたもので反映しているつもりでございます。

1つは防犯カメラの設置でございます。これは学校施設の防犯性を確保するということで、検討会の報告書の中でも1番目に出ておりました。これを段階的に実施していくということで、17年度から実施するわけですが、場合によっては16年度中の契約差金等で一定の見通しがつけば、財政課と協議しながら繰り上げの設置ということも検討していきたいというふうに思っております。ただ、これにつきましては、寝屋川の事件が、防犯カメラがあった中で起きました。また、具体的な対応について、全容が明らかになっていないということもありますけれども、どういった対応をしなければいけないのかということも含めて、今いろんな警備会社ですとか専門家からも意見を聞いて、具体的な対応についての提案をいただいております。昨日も業者からいただいたり、あるいは今週中にはまた別の会社から提案をいただいて、具体的な対応を研究するというふうにしています。したがいまして、防犯カメラは一応この方向で基本的には進める予定でございますけども、場合によっては見直しの方も検討したいというふうに考えております。

それから、次に、学校の安全対策の取り組み支援でございますけれども、学校の安全対策活動が支障なく、日常的に取り組まれていくための支援ということで、例えばある学校で子どもが登校している間、始業時間から就業時間までの間、ずっと昇降口で保護者が警備しているという、そういった学校が1校ございます。何校かはPTAの方が校内を巡回

するというようなところも何校かございます。保護者からの要望もございますけれども、 きちっと警備しているという姿がわかるものを何らかの形でやっていきたいというような 声もあります。教育委員会としても、物資の支援ですとか、防犯訓練指導者とありますけ れども、パトロールを行う際、いろいろな講師について教育委員会としてもあっせんをしていきたいというふうに考えております。

次に、校長など管理者への防犯研修の実施というところでございます。これは次の学校としての取り組みのところにも触れますけれども、学校の中で安全対策委員会を設置していただきたいということがあるわけですけども、その中に校務分掌として危機管理主任を位置づけるというふうにさせていただいております。危機管理主任を中心とした人に学校で防犯対策の核になる方について、これまでもパワーアップ研修とか実施はしておりますけれども、さらに精力的に核になる人を一たん定めて、内外に学校の防犯についての担当者、主任というものを明らかにして、担当者に対する研修を実施していきたいと思います。

それから、子どもの安全対策に係る啓発・PRということで、今の社会で子どもの安全について関心を持ってもらうということと、それから、同時に具体的には学校安全ボランティアとか、ピーポ君の家とかという形での取り組みもございます。そうした取り組みへの参加を含めて、子どもに対する安全の意識を高めていこうというPRをさまざまな形でやっていこうというふうに考えておりまして、既に教育委員会のホームページにつきましては一部実施済みですが、まだまだ充実させていかなければいけませんけれども、安全のページをつくって、市民の方に学校での取り組みですとか教育委員会の取り組みがわかるような形で設定をしております。

それから、警察への協力要請というのは、先ほどお話ししたとおりでございまして、引き続きセーフティー教室を実施していきます。

それから、2ページの方にまいりまして、教育委員会事務局の防犯対策の強化ということで、先ほど申し上げましたように、危機管理本部というものを立ち上げまして、まだ正式に立ち上がっておりませんので、直ちに立ち上げて、必要な段階で情報を分析したり、あるいは今回の寝屋川の事件も受けながら、マニュアルの見直し等も検討していきたいというふうに考えております。これにつきましては、文科省の中でも既にプロジェクトチームができておりまして、東京都の中でも検討が始まっておりまして、そこら辺の情報を含めて見きわめながら、八王子市としての対応も迅速に実施したいというふうに考えております。

それから、学校・子ども安全対策協議会、これも仮称でございますけれども、子どもの安全につきまして、全市的な取り組みを一層強化するという趣旨で、八王子市全体としての防犯といいますか、これは広い意味での防犯ということで、不審者のことだけではございません。八王子市の中に生活安全条例に基づきまして設置しているものがございますが、それとは別に、特に不審者に対する安全確保ということにある意味では特化して、教育委員会を中心に、教育長を頭に、キャンペーンのことも含めながら、学校とか保護者、地域団体の方たちと安全対策協議会を設置していきたいというふうに考えております。これは16年度中に設置することを予定しております。

それから、学校としての取り組みでございますが、先ほど御説明いたしましたように、学校の中に学校安全対策委員会を設置していただくということです。これは17年度の当初の段階で設置していただこうというものです。危機管理主任を校務分掌として明確に位置づけると。それから、学校の防犯体制といたしまして、所属の学校職員の研修ですとか安全対策の研修をしていただこうということ、これにつきましては、現在再確認という中でやっていただいているところでございます。

それから、学校の危機管理マニュアルというものでございますが、2年目でございまして、こちらにあります学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルというのがありまして、これをベースに各学校でやっていただきたいということがあります。現在の作成率でございますが、小中とも若干つくっていない学校もまだあるということで、全部の学校でつくっていただきたいということを、これは16年中とありますけれども、16年度中の誤りでございます。大変申しわけございません。

それから、こういう中で学校の単位でそれぞれマニュアルはあるわけですけれども、独 自の見直しも含めながらやっていくことになるだろうと思っています。

それから、門等の適切な管理・案内標示の徹底でございまして、不審者の侵入を未然に防ぐためということで、先ほど御説明しました教育委員会で作成するプレートを掲示していくわけですけども、校門の登下校以外の取り決めは、かぎをあけておくところについては必要最小限にするという、それ以外については施錠するというものを徹底すると同時に、外部から来た人が必ず受付に立ち寄るということ、それから、受付がわかりにくい場合は案内標示をして、案内標示に従った歩き方をして、来校者がその道を通るということをきちっと定めることによって、それ以外のところをうろうろしている場合には不審者としてきちんと対応できるようにするという意味でも、案内標示を徹底するということでござい

ます。これは昨年の秋に調べたところでは、まだ徹底していない学校が2割ほどございました。そんなこともございまして、非常通報装置を設置していますというパネルの掲示もそうですけれども、案内標示等の徹底をさらにやっていただこうということで、これは直ちにということで、既に学校教育部長の通知の中でも触れてはおりますけれども、全体の方針の中でも取り込んでおります。

それから、地域との連携の強化ということ、これは恒常的な連携だと思いますけれども、 学校で協議の場を設定していただきたいという。

それから、防犯カメラの設置はしたけれども、適切な運用というのが必要でございます。これは一部心配されているところがございますけども、防犯カメラは当然センサーつきのものでございまして、常時見ている必要はないものを設定しております。来校者が防犯カメラの射程のところに行ったときにモニターの方でランプを光らすとか音を鳴らすということで、そのときにカメラを見るという仕組みを想定しております。学校の中での誘導について適切にしていただくための学校での仕組みづくりをしていただきたいということです。

それから、防犯メール伝達システムということで、これは検討会報告書の中にもありましたけれども、なかなか電話の継走では情報が伝わらないと。共働き等で勤務中の場合に使えないということがございまして、携帯のメールを使った連絡をしてほしいという要望がございましたので、そういった要望がある学校については、学校配置のパソコンを利用したメール伝達のシステムを立ち上げていただきたいということで、学校の方にお願いしようというものです。

それから、危険箇所マップにつきましても、現在、作成率が小学校80%で中学校が60%という、これについても、できるだけ早目につくっていただくようにということで、学校の方に取り組んでいただこうと思います。

それから、余裕教室の開放の推進ということは随時実施していきたいということでございます。

いずれにしましても、この報告書を受けての取り組み方針ではございますけども、今回の事件を受けて、いろんなところからの情報を収集したり、それから、業者から提案を受けたりということで、3月の中旬ぐらいまでいろんな模索をしながら、さらに具体的な方針が出れば、また委員さんの方に御相談していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員 恐らくこれはもうどなたもみんな同じような意見でお考えを持っていらっしゃると思いますけれども、本当に嫌な事件が相次いで起きて大変なことになってきたなと、嫌な時代になってしまったなという感じはしますけれども、八王子市がやっと取り組み始めようとしている防犯カメラもちょっと意味がないなということは今回の事件ではっきりしてきましたし、大阪府はいち早くすべての小学校に警備員を置くというのを発表してきて、今一番防犯の姿勢として強いのは警備員なのかなという感じはしますよね。これはもちろん大きな予算がかかることで、八王子のすべての小学校でできるとは思いませんけど、少しいろんな見直しを考えて、本当に危険な学校から少しずつでも配置していくというようなことを真剣に考えていかなければいけない時代になったのかなという感じはします。

ここで学校訪問などもいろいろしましたけど、多くの学校は本当に危険だらけですよね。 大体どこの学校もこういう危ないことは当然想定しないで学校ができちゃっているんでしょうから、子どもたちが入ってくる門が大体どこの学校も2カ所ぐらいあって、片方は職員室からも警備室からもほとんど見えないという学校が結構多いのに驚きました。これはやっぱりこれからの大きな問題になるのかなという気がしますけれども、そのあたりは検討していく余地は。情報が随時動いているわけじゃないですか。何か具体的な案というか、考えられていますか。

望月教育総務課長 今、いろいろな業者とか専門の方に相談したりということをやっております。大阪の事件については、専門家の目によれば、例えば不審者に対応しなきゃいけないときに1人で対応したというところは問題じゃなかったか、何とか2人で対応できなかっただろうかというふうな話も伺っております。別の方に何らかの形でサインを送って、不審者に2人で対応できるようなことができないかどうか、あるいは門の段階で例えば電子ロックをして、相手に用件を聞いて不審者じゃないと確認できたところで電子ロックを解いて、それを遠隔でやるというふうな案まで一応浮かんでおります。それから、さらには人的な警備ということで、これは大阪がこれからやろうとすることですけども、警備会社に委託して一定程度、ずっと門にいるのかどうかということもありますけども、そんなようなことも含めて今、検討はしております。

実は、警備員については、検討会の中でも警察を交えて報告していただきました。齋藤 委員さん御指摘のように、警察の目からすると、学校はどこからでも入れると。恐らく3 メートルぐらいの高さで囲んで、門を1カ所に限定して、そこで警備員を置かないと意味がないだろうというふうに言っていました。つまり今の状態の中でもし本当に入ろうとするのであれば、どこからでも入れると。警備員1人や2人つけても同じだと。極論するとそうだというふうに言っておりましたけども、ただ、私ども、そこまでいかないにしても、もう少し低いレベルでも抑止できるですとか、そういったことを少ない予算ではありますけども、どれだけ効果的にできるかということで、いろんな提案もいただいたり、議論もしている中で、齋藤委員さん指摘のことも含めて検討しようということで、今動き出しております。

細野委員 危機管理主任を置くというのはいいことかもしれない。それが何をするのか具体的によくわからないですけれども。

さっきからの話だけど、基本的には今だれでも入れるわけでしょう。施錠しているところを見たことがない。基本的には登下校時以外は全部施錠しておくというようなことを徹底しておいた方がいいんじゃないですか。未然に防ぐにはそれしかないわけですよ。3メートルなんて、そんなものは愚の骨頂なので、まず施錠する、PRをちゃんとする、危機管理主任に鍵を持たせるというようなことを原則としてやっておく必要があるんじゃないかと思いますがね。

それから、防犯カメラ、インターフォンは既にやっているんでしたっけ。

望月教育総務課長 今の予算設定ではインターフォンはつけておりません。

- 細野委員 インターフォンをつければ防犯カメラをリモートでできるわけでしょう。だって、受付は校舎の中にあるんだから。大学とかそういうところみたいに受付がすぐにあるわけじゃないですよね。そうしたら、防犯カメラをつけるだけじゃなくて、インターフォンつきのやつをやる。原則として登下校時以外は施錠する。それで充分ですよ。
- 望月教育総務課長 施錠の件に関しましては緊急の打ち合わせのときにも出たことでございますけれども、その学校は防犯カメラをPTAの負担で設置しているんですけども、さらに校門をできるだけ施錠しようということでさまざまな検討をしていたんですけども、小学校の場合に、特に給食関係ですとかいろんな業者が車で通れる門というのは1カ所必要なわけですけども、それ以外に、不登校の子がいまして始業時間に入れないということで、施錠しておくと、子どもが入りにくいという課題もあるようです。学校を建てた位置からいって、例えば地域の方の通り道になっているためにあけているとか、そういったものがあります。学校によっては町会の方を説得して施錠するようにしたというような学校

もありますので、私ども秋に調査したところでは、まだまだ施錠しないであけておく門が2カ所以上ある学校が結構あります。ある程度絞り込みをすれば、そこを集中的に管理するということで一定程度管理はできるんですけども、ほとんどの学校が2つ以上あけざるを得ないという状態がありますので、完全に施錠するというのは、なかなか難しい問題はあるかなというふうには思っております。

細野委員 必要になったときに開錠するだけの話でしょう。それは何分かかるわけ、職員 が走っていって。そんなにかかりますか。

望月教育総務課長 いや、かからないですね。

小田原委員 緊急の校長会のときに、今のお話も含めて、特に小学校の校長はどういう反応を示しましたか。

望月教育総務課長 1つは、小学校は女性の教員が多いという中で、本当にああいう方たちが入ってきたら、かなり慌てるだろうということで、例えばさすまたとかそういうのがあれば心強いですとか、それから、模倣犯を心配しておりまして、この時期については特にパトロールの強化をしていただいたり、もしできれば教育委員会の方でパトロールできるような体制をつくってほしいというような意見がありました。

小田原委員 小学校の校長先生はこういうことをやって対応しようといったって、できないと言っている校長がかなりいるんじゃないかというふうに思うんですよ。門を施錠しろといったときに、飛んでいけといったけれども、飛んでいく人がいない、そういうふうに言う校長がいるんじゃないか。女性の先生だけじゃなくて、小学校が特にそうだと思うんですよ。何でいないのかといったら、校長が学校にいない。校長がいたら助かるという話は聞くんですよ。

この間も行ったときに、万引きした子が出ちゃって、店から通報が来たわけです。それに対応するのに職員室はだれもいなかったわけ。私が訪問しているとき、校長、教頭には、私にくっつかなくていいですよと、僕は勝手に動いていますからといったら、職員室にだれもいないわけです。ところが、その学校は無線を活用している学校なんです。僕は初めて使っている学校を見たんだけども、ほかの学校に行ったって、だれも使っていない。教頭が慌てて電話に出て対応して、教頭が飛んでいくしかなかったんです、人がいないからというので。そういうのを見た。いないんですよ。だから、どうするかといったときに、大阪は警備員をつけるという話が出た。施錠する、警備員をつける、警備員をつける金がなかったら、田園調布みたいにPTAにお願いするという、そういうような話になってい

るんじゃないかな。

こういうのはやらないよりはやった方がいいんだけども、できることをきちんと示さな いといけないんじゃないかなと。

細野委員 原則として、こういうのは全校にやると。

齋藤委員 私もちょっとそれは感じるんですよね。後で言おうと思ったんですけど、この中を読んでも、現場の学校の地域性という言葉が出てきてしまって、確かにそれはあると思うんですけど、各学校任せというようなところが多いような感じがするんですよね。教育委員会としての強いリーダーシップを出して、原則的なものは少し考えていかなければならないんじゃないかな。

1つ、今回の学校訪問で私も感じたのは、安全のことについて質問すると、ある学校では、とにかく子どもたちの安全を第一に考え、その次には先生も闘わずに逃げてくださいという学校があり、またある学校で聞くと、校長先生が剣道の有段者で、すべての教室にモップのようなものを置いて、とにかく闘えという学校もある。モップを持っていれば包丁に勝てるというような指導をしているところと、ばらばらなんですよ。それを地域性ということで考えていいのかどうかということは、私はちょっと疑問に思いましたね。どうしていったらいいのかということをもう少し具体的に何か考えて指導していかないと、ばらばらだなというイメージをちょっと受けましたけど。

名取委員長 私は大阪の小学校の校門を見たときに、「ようこそ中央小学校へ 御用の方は職員室にお越しください」と、こうあったんですね。あの学校とすれば、地域に開かれた学校ということを大前提にしていると思うんですね。にもかかわらず、ああいう事件が起きた。どこの学校でいつ出ても不思議はないと思います。それじゃあ、まずどんなことでもいいからやれることはやるというのが大切でしょうね。そこに勤めている先生あるいは児童・生徒にもよると思いますけど、中にはさすまたを預けるという学校もあって私はいいと思います。それから、そういう人がいなくて、女性の先生ばっかりだったら、生徒を連れて逃げなさいという学校があってもいいと思いますけど、それぞれの学校で独自の防犯対策をしっかり立てて、全員が動けるような組織をつくっておくということが大切だろうと思っていますけどね。

細野委員 私も大賛成で、それぞれの学校の事情によった形での防犯とか安全対策という のは大事なんですよね。だけれども、入り口を施錠するというのは原則としてほしいな。 名取委員長 それはやった方がいいんじゃないかな。警備員がいたら絶対ありがたいです

けれども。

細野委員 予算としてつかない部分はたしかなんだから、原則として施錠を義務づけるというようなことでいったらどうかなと私は思いますけど。それはこの教育委員会で決定する事項なのかはわかりませんが。

小田原委員 それは校長に任せる話じゃないかな。

石川教育長こっちが指導するにしても、最終的には学校の判断になりますよね。

小田原委員 管理責任者の責任において決めろという話でしょうね。さっきお話があった んだけども、八王子市の学校はどこからでも入れる学校なんですよね。

細野委員 僕がいっているのは、100%どうのこうのという話じゃなくて、今手っとり早くやれることは何なんだろうかと、そこを考えておくのが私はいいということです。だから、原則としてどういうことをやるかということを教育委員会として各校長に提言すべきだと思う。というのは私の提案です。

望月教育総務課長 防犯カメラについてですけれども、実はお隣の日野市で既に設置しておりまして、職員室の教頭の席の上の方に設置していまして、八王子の方で予算上想定しているものは日野をベースにしたんですけども、来校者が来たときに、校門の近くにセンサーがありまして、そこでパトライトで知らせて、それを教頭が見るということで、そんなに件数は多くないんですけども、不審者らしい人をそこで見て、校門の方に行って声をかけて、その人が近づけないようにしたというふうな成功例もあるということです。それから、実際に運用の問題ですとか学校の事情によって違うと思いますけども、学校の中での安全確保といいますか、そういった体制は相当効果が上がっているという、そこら辺のことも聞いております。ただ、それが今回のような大阪の事件で日野で入れた効果がそのまま適用できるとももちろん考えておりませんので、見直しも含めて検討はしていきたいというふうに思います。

齋藤委員 おっしゃるとおりで、何をするにも必ず予算が絡んでくる問題で、むだは省きたいんですよね。先ほどの説明の中で、警察署の了解をとったプレートを市教委で発注というのがありますけれども、これは意味ありますか。学校の門のところにこの「立寄所」というプレートを張るのに幾らかかるんですか。

望月教育総務課長 10万円もかからないです。

齋藤委員 私はもったいないなと、余り意味はないかなと思うんです。逆に盗まれちゃったりしたらどうなるんだろうなとか、ちょっと読みながら思いましたけどもね。意味のな

いことは少しでも意味のあるものに活用していった方がいいんじゃないかなという感じはちょっとしましたけど、意味あるんですか。

望月教育総務課長 あります。

- 名取委員長 私もあると思います。というのは、夜間学級で、看板が木の影にあったんです。それを校舎の壁面にかえたんです。そうしたら、それから随分電話で問い合わせがありました。一見わからないようでいて、注意する人は気がつくんですね。
- 小田原委員 心理効果はあるだろうと思いますよ。ただ、薄暗いところがあるから、びくっとするわけ。そうでない人は何でもない、やろうという人間は、こんなのは全く無視しちゃうということはあるでしょうけれども。

僕は、今のお金の問題が絡んでくると、全市民的な話として考えてもらうということが必要だと思うんですね。だから最後のところ、「学校・子ども安全対策協議会(仮称)」をこれから設置するというんだけど、ないよりはあった方がいいだろうと思うんだけども、僕が言っていたのは、もっと大きく市民全体で、市民の生活と子どもを考える市民会議をつくってほしいんですよ。関係団体というのは、もっと広げて、その中で子どもをどうやって育てていくか、守っていくか、金かける場合にはどうやって金かけるかというのを議論してもらって、そうすると、教育委員会でなくなるんだけれども、そういうところで金をもっとつけましょうという話をしていってほしいと思っています。

細野委員 関連して、今、プレートをつくるという話があったけど、その予算と、例えば 各校に2人、錠を渡すと、どっちの方が効果があるか、そのあたりのことはよく考えてい ただきたい。

それから、「安全・安心」というやつは、殊、教育委員会だけの話ではないと思っているんですね。指導室の問題だってあるだろうし、地域計画の話だってあるだろうし、トータルで考えなきゃいけない。ぜひこれは組織的にしていただきたいと思いますね。だから、小田原さんと同じ意見です。

- 望月教育総務課長 小田原委員さんがおっしゃった全市民的な会議ということで申し上げますと、生活安全条例に基づきまして、八王子市の生活安全対策協議会がございます。
- 小田原委員 安全対策だけについて言っているんじゃないんです。地域活性化を含めて、 市民生活全体の中にこういうことを位置づけて地域の安全というのは考えられていかなき ゃいけない。そういうことなので、安全だけに絞ることじゃないだろうと。ないよりはい いというだけの話です。

望月教育総務課長 わかりました。

石川教育長 物すごく頭の痛い話なんですよ。現にやっているところが出てきて、大阪なんかは措置をすると言っているわけだけれども、東京都で田園調布みたいな、ああいう裕福な家庭が多い地域と本市とでは違いがあって、やるにこしたことはないんですよ。一番手っとり早いのは、齋藤委員が言ったような、警備員を置くのが一番対策としてはいいんじゃないかなというふうには思うんですけれども、その金をどうやってひねり出すか、この辺が非常に難しいところで、結局は市民のボランティア等にお願いする、あとは限られた予算の中でうまく工夫して使いながら補っていくという。まさにできることをできる人ができるときにやるしかないんだというふうに思いますけれども、そんなに言葉で言うほど簡単じゃないということで、そこら辺は皆さんもう十分おわかりなんだけども、とにかくない知恵を出して、できるところからやっていこうというふうには思っていますけれども。

ですから、学校の要望等も聞いて、そんなに高いお金でないのであれば、いろんなものを用意するということも先ほども話にありましたけれども、やっていきたいというふうには思っているところなんですけど。

- 齋藤委員 1つ教えていただきたいんですが、八王子市は防犯カメラの設置予算をとったような報道もありましたけれども、当然全小学校につけられる予算はないと思うんです。 今具体的に何校ぐらいどうやって設置していくというのを事務局としてはお考えになっているんですか。
- 望月教育総務課長 今想定しているのは、1校あたり100万円で10校ということなんですが、ただ、これは単純にそういうことだけではなくて、もしできるのであれば、学校全体の機械警備も含めた中で、できないかどうかというふうなことも含めて、当面対応が効果的だということで検討した後、そうだとすれば、単純に防犯カメラをつけるということじゃなくて、機械警備を絡めた中でさらにふやすことができないかどうかということも含めて考えております。

もう1つは、先ほどもお話ししましたように、16年度予算についても、契約差金等、 予算の執行上、財政的に認められるのであれば、もちろんほかのところで使い道が決まっ ているところはできないことなんですけども、前倒しで実施できないかということを含め て、校数はそれ以上、目指していきたいというふうに思っています。

齋藤委員 1つ提案なんですが、前の学校建設のときにも同じような話はしたんですが、

八王子市がこういうものを設置しようとするときには、また指名参加に入っている業者じゃなきゃだめだとか、どういう規制があるのか、詳しいところはわかりませんけれども、こういう問題については弾力的に考えて、こういうときこそ地域にいろいろと相談して、地域の方々の力を利用しながらやれば、100万円で10校のものが50万円で20校になる可能性は十分あると思うんです。だから、八王子市が規制みたいなものがかけているのであるならば、そういうものを取り除いて、地域の方に少し相談してみるということを検討してもらいたいなと。市のあれに基づいて指名業者じゃなきゃならないとかというようなところは取っ払ってもらいたいなというふうに切に思います。自分たちの子どものためならば原価でいいよと言ってくれるようなところも出てくるでしょうし、ある程度寄附なんかも集まる可能性もある。そこら辺は少し弾力的に、頭を柔らかく考えていただきたいと思います。

小田原委員 寄附行為なんかいいと思いますね。

名取委員長 ということで、委員さんの御意見を参考にして今後進めていただきたいと思 います。

小海学校教育部主幹 それでは、高尾山学園不登校児童・生徒転入学審査会の設置について御報告いたします。

お手元の資料は2枚でございます。転入学審査会の設置要綱と名簿でございます。 こちらに基づきまして御説明させていただきます。

本市の不登校またはそれに類する児童・生徒の高尾山学園への転入学につきましては、今まで八王子市就学検討委員会設置要綱及び同部会設置規約により設置されました八王子市就学検討委員会不登校部会で適否について調査及び審議、検討を行い、その結果を教育長へ報告を行っているところでございますが、今回、同設置要綱及び同部会設置規約を廃止し、新たに高尾山学園不登校児童・生徒転入学審査会設置要綱、現在お配りしている資料でございますけれども、これを作成いたしまして、高尾山学園不登校児童・生徒転入学審査会を設置し、必要な調査及び審査検討を行い、教育長に報告することといたしました。

改廃の理由ですけれども、今までの八王子市就学検討委員会設置要綱及び同設置規約では、心身障害教育部会と同列に不登校部会が設けられておりまして、この2つの部会は本来異なる趣旨のものでございますので、適切ではないとの判断から今回改正したものでございます。

新しい転入学審査会委員は資料のとおりでございます。

名取委員長 ただいま指導室の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

小田原委員 会員を委員に改め、差しかえ直したのなら、会長じゃなくて委員長じゃない かなと。審査会は審査会にして、検討委員会は検討委員会で残しているわけでしょう。

小海学校教育部主幹 はい。そうですね。

小田原委員 審査会、審査委員会と言っちゃえば何でもない話なんだけどね。

小海学校教育部主幹 済みません。文言についてはもうちょっと検討させていただきます。

小田原委員 会長というのとはちょっと違うのではないかなと思うな。

小海学校教育部主幹 文言の整理をちょっとさせていただきますけれども、趣旨をお酌み取りいただきまして、この要綱の施行時期は2月1日からということでお願いできればと思います。

小田原委員 非公開なのかな。

小海学校教育部主幹 はい。

名取委員長 ということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 では、どうもありがとうございました。

ほかに何か報告することはございませんか。

坂本学校教育部長 特にございません。

名取委員長 以上で公開での審議を終わりますが、委員の方から何かございますか。

小田原委員 ちょっと質問したいことがあるんだけど、年度途中の42人クラスというのは、年度途中に2クラス分割は可能でしたっけ。

望月教育総務課長 東京都でやっておりますのは、4月7日の基準で1年間一応通すとなっておりますけれども、運用の中で、今までの実例ですと、例えば43を超える場合については、学級を分割するという実績はございます。ただ、例えば2学期の終わりになってしまうとか、3学期に近いとかいう場合に、クラスを分割することが生徒の教育上どうなのかということも含めたことを検討した上で、都教委の方に承認してもらうということはございます。いずれにしろ、既に御存じかと思いますけど、都教委の方で承認をいただくという行為は必要になります。今まで実績はございません。

小田原委員 もう 1 点、非常勤講師についての適正な採用のチェックというのは、年度途中にやっているかいないか。それから、校長が非常勤講師について適正な評価をして採用

不可とかいうことを具申しているかどうかというのはどうですか。

岡本学校教育部参事 都立学校においては、たしか非常勤講師については年度途中に審査のシステムがあるというふうに記憶しておりますけども、義務制の学校においては、特にそのようなものがあるとは聞いておりませんで、各学校の校長の方から申し出があった都度、その辺を確認しながら作業を進めていると、そういう形でございます。

新井指導室主査 個別の授業観察は特にしておりません。これもほかの教員と全く同じ扱いで、学校の方からさまざまな形での要望があれば、教育委員会として対応していると、そういう状況でございます。

細野委員 校長は。

新井指導室主査校長はやっております。

石川教育長 東京都の場合には、校長が年3回、授業観察をするようになっておりまして、 ちょうど今ごろの時期、もうちょっと前かもしれません。次の年度に採用するかどうかと いう評価をすることになっております。

小田原委員 それは市の場合も同じじゃない。

岡本学校教育部参事 今確認いたしましたら、業績評価制度が導入されましたので、一般の教諭と同じような形で校長が評価をして、適正があるかないか、その辺を検討いたしまして、次年度の採用にかかわる手続をすると、そういう中身になっております。訂正させていただきます。

小田原委員 僕があえて公開の委員会で質問したのは、どうもそこら辺がきちんと行われ ていると思えない節があるので発言したんですけれども、教育委員会として取り込むとい う方向で考えているということですね。

名取委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかにないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

【午後3時16分休憩】